

議第50号

滋賀県税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年 2月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県税条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第2章」の右に「（第7条を除く。）」を、「第3章」の右に「（第13条を除く。）」を加える。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第16条第1項の規定は、この条例の施行の日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした改正前の同項に規定する行為については、なお従前の例による。